

総合ケアセンター リバー・イン(特養) 令和1年10月1日改定 施設利用料金(多床室・自己負担 1割)

利用者負担 第4段階	市町村民税世帯課税(高額介護サービス費 上限額 37,200円又は44,400円)														
	介護サービス単位/月									施設利用料自己負担分/月					
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
	介護老人福祉施設サービス費(Ⅱ)	日常生活継続支援加算	看護体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	栄養マネジメント加算	口腔衛生管理体制加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (A+B+C+D+E+F)×8.3%	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (A+B+C+D+E+F)×2.7%	合計単位数	施設サービス自己負担 (I×10.27×0.1)	居住費(多床室) @855円	食費 @1,600円	日用品費 @200円	預り金管理手数料	合計金額 月30日計算
要介護1	16,770	1,080	360	390	420	30	1,581	514	21,145	¥21,716	¥25,650	¥48,000	¥6,000	¥2,000	¥103,366
要介護2	18,810	1,080	360	390	420	30	1,750	569	23,409	¥24,041	¥25,650	¥48,000	¥6,000	¥2,000	¥105,691
要介護3	20,910	1,080	360	390	420	30	1,925	626	25,741	¥26,436	¥25,650	¥48,000	¥6,000	¥2,000	¥108,086
要介護4	22,950	1,080	360	390	420	30	2,094	681	28,005	¥28,762	¥25,650	¥48,000	¥6,000	¥2,000	¥110,412
要介護5	24,960	1,080	360	390	420	30	2,261	735	30,236	¥31,053	¥25,650	¥48,000	¥6,000	¥2,000	¥112,703

利用者負担 第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入が80万円超 (高額介護サービス費 上限額 24,600円)														
	介護サービス単位/月									施設利用料自己負担分/月					
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
	介護老人福祉施設サービス費(Ⅱ)	日常生活継続支援加算	看護体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	栄養マネジメント加算	口腔衛生管理体制加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (A+B+C+D+E+F)×8.3%	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (A+B+C+D+E+F)×2.7%	合計単位数	施設サービス自己負担 (I×10.27×0.1)	居住費(多床室) @370円	食費 @650円	日用品費 @200円	預り金管理手数料	合計金額 月30日計算
要介護1	16,770	1,080	360	390	420	30	1,581	514	21,145	¥21,716	¥11,100	¥19,500	¥6,000	¥2,000	¥60,316
要介護2	18,810	1,080	360	390	420	30	1,750	569	23,409	¥24,041	¥11,100	¥19,500	¥6,000	¥2,000	¥62,641
要介護3	20,910	1,080	360	390	420	30	1,925	626	25,741	¥26,436	¥11,100	¥19,500	¥6,000	¥2,000	¥65,036
要介護4	22,950	1,080	360	390	420	30	2,094	681	28,005	¥28,762	¥11,100	¥19,500	¥6,000	¥2,000	¥67,362
要介護5	24,960	1,080	360	390	420	30	2,261	735	30,236	¥31,053	¥11,100	¥19,500	¥6,000	¥2,000	¥69,653

※ 初期加算 30単位/日 看取り介護加算 1,280、680又は144単位/日 外泊加算 246単位/日(6日限度/月)

経口維持加算(Ⅰ) 400単位/月 経口維持加算(Ⅱ) 100単位/月 療養食加算 6単位/食 等が加算される場合があります。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)は実際に算定した合計単位数の1,000分83、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)は1000分の27に相当する単位数が加算されますので、上記料金と誤差が生じる場合があります。

※ 個別で電気製品を使用された場合には電気料金として50円/日が加算されます。

※ 褥瘡マネジメント加算 10単位は3月に1回加算されます。

※ その他、嗜好品や理美容代、医療費は実費の負担となります。

総合ケアセンター リバー・イン(特養) 令和1年10月1日改定 施設利用料金(自己負担 1割)

利用者負担 第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入が80万円以下 (高額介護サービス費 上限額 15,000円)														
	介護サービス単位/月									施設利用料自己負担分/月					
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
	介護老人福祉施設サービス費(Ⅱ)	日常生活継続支援加算	看護体制加算(Ⅰ)・ (Ⅱ)	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	栄養マネジメント加算	口腔衛生管理体制加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (A+B+C+D+E+F)×8.3%	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (A+B+C+D+E+F)×2.7%	合計単位数	施設サービス自己負担 (I×10.27×0.1)	居住費(多床室) @370円	食費 @390円	日用品費 @200円	預り金管理手数料	合計金額 月30日計算
要介護1	16,770	1,080	360	390	420	30	1,581	514	21,145	¥21,716	¥11,100	¥11,700	¥6,000	¥2,000	¥52,516
要介護2	18,810	1,080	360	390	420	30	1,750	569	23,409	¥24,041	¥11,100	¥11,700	¥6,000	¥2,000	¥54,841
要介護3	20,910	1,080	360	390	420	30	1,925	626	25,741	¥26,436	¥11,100	¥11,700	¥6,000	¥2,000	¥57,236
要介護4	22,950	1,080	360	390	420	30	2,094	681	28,005	¥28,762	¥11,100	¥11,700	¥6,000	¥2,000	¥59,562
要介護5	24,960	1,080	360	390	420	30	2,261	735	30,236	¥31,053	¥11,100	¥11,700	¥6,000	¥2,000	¥61,853

利用者負担 第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、高齢福祉年金受給者・生活保護受給者の方(高額介護サービス費 上限額 15,000円)														
	介護サービス単位/月									施設利用料自己負担分/月					
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
	介護老人福祉施設サービス費(Ⅱ)	日常生活継続支援加算	看護体制加算(Ⅰ)・ (Ⅱ)	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	栄養マネジメント加算	口腔衛生管理体制加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (A+B+C+D+E+F)×8.3%	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (A+B+C+D+E+F)×2.7%	合計単位数	施設サービス自己負担 (I×10.27×0.1)	居住費(多床室) @0円	食費 @300円	日用品費 @200円	預り金管理手数料	合計金額 月30日計算
要介護1	16,770	1,080	360	390	420	30	1,581	514	21,145	¥21,716	¥0	¥9,000	¥6,000	¥2,000	¥38,716
要介護2	18,810	1,080	360	390	420	30	1,750	569	23,409	¥24,041	¥0	¥9,000	¥6,000	¥2,000	¥41,041
要介護3	20,910	1,080	360	390	420	30	1,925	626	25,741	¥26,436	¥0	¥9,000	¥6,000	¥2,000	¥43,436
要介護4	22,950	1,080	360	390	420	30	2,094	681	28,005	¥28,762	¥0	¥9,000	¥6,000	¥2,000	¥45,762
要介護5	24,960	1,080	360	390	420	30	2,261	735	30,236	¥31,053	¥0	¥9,000	¥6,000	¥2,000	¥48,053

※ 初期加算 30単位/日 看取り介護加算 1, 280、680又は144単位/日 外泊加算 246単位/日(6日限度/月)

経口維持加算(Ⅰ) 400単位/月 経口維持加算(Ⅱ) 100単位/月 療養食加算 6単位/食 等が加算される場合があります。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)は実際に算定した合計単位数の1,000分83、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)は1000分の27に相当する単位数が加算されますので、上記料金と誤差が生じる場合があります。

※ 個別で電気製品を使用された場合には電気料金として50円/日が加算されます。

※ 褥瘡マネジメント加算 10単位は3月に1回加算されます。

※ その他、嗜好品や理美容代、医療費は実費の負担となります。

